

## 審査基準整理票

処 分 名	加入金の還付		
根 拠 法 令 名	大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）	（条項）	第40条4項
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	30日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 加入金徴収の取り扱い基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市水道事業給水条例第40条第4項に規定する「公営企業管理者が特に事由があると認めるとき」とは、加入金徴収の取り扱い基準第4項に定めるとおりとする。</p> <p>なお、加入金徴収の取り扱い基準は、担当課において備え置く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>加入金徴収の取り扱い基準（抜粋）</p> <p>4 加入金の還付</p> <p>条例第40条第4項ただし書に規定する事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 加入金納付後工事を中止したとき。</p> <p>(2) 工事用等で臨時に設けた給水装置で、その給水期間が3ヶ月以内のとき。</p> <p>(3) 家屋の移転等により他の場所に所有名義が同一人である給水装置を新設する場合において、旧装置を6ヶ月以内に廃止し、かつ、新設するメーターが、廃止するメーターの呼び径以下であるとき。</p> </div> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市水道事業給水条例</p> <p>（加入金）</p> <p>第40条 1～3 略</p> <p>4 既納の加入金は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特に事由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
<p>※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。</p>			